

## 平成 28 年年末調整のポイント～

平成 28 年の年末調整の留意点は以下のとおりです。

### 《 マイナンバー 》

平成 28 年の年末調整事務において、会社は原則としてマイナンバーが記載された、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受ける必要があります。（マイナンバーの提出方法は、他にもありますが、ここでは省略いたします）。

### 《 通勤手当の非課税限度額 》

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が 10 万円から 15 万円に引き上げられました。

### 《 国外に居住する扶養親族の書類添付義務 》

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等の源泉徴収及び年末調整において、国外に居住する親族を扶養等にする場合、会社は「親族関係書類」「送金関係書類」の提出を受ける必要があります。

### 《 年末調整の対象とならない主な人 》

- ① 「扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人
- ② 給与収入が 2 千万円を超える人
- ③ 年途中で退職した人 など前年どおりです。

### 《 復興特別所得税 》

平成28年も制度は、継続されています。所得税の2.1%が生じます。

### 《 平成29年の税制改正の方向 》

配偶者控除の給与収入限度額が、現在の 103 万円から 150 万円に引上げられる見通しです。一方その対象となる世帯主（主に夫）の収入に限度額を設定する方向です（本日現在の自民党税調案）。